

## 平成 2 8 年度 夏季集中休暇期間の実施について

- **目 的** 市施設の節電・省エネルギーの推進およびイクボス宣言によるワークライフバランスの推進を図るため、夏季集中休暇期間を設け、夏季特別休暇および年次有給休暇の計画的な取得を奨励する。

また、一般的に社会経済活動が低調するお盆期間中にお盆などの地域行事への積極的な参加を促し、地域課題に触れることで職員の視野を広げ、行政サービスの向上につなげることを目的に、休暇を集中して取得することを奨励する。

- **実 施 日** 毎年、8月14日、15日、16日を夏季集中休暇期間とする。  
平成28年度は、新たに上記のとおり夏季集中休暇期間を設ける。  
夏季集中休暇期間については、原則、夏季特別休暇の取得による集中休暇とする。  
なお、夏季期間（7月1日から9月30日までの期間）については、年次有給休暇を積極的かつ計画的に取得することを奨励する。

(イメージ)

【従来】

7月1日

9月30日

夏季特別休暇（3日）および年次有給休暇を取得



【平成28年度】

7月1日

8月14日

8月16日

9月30日

夏季特別休暇（3日）を取得



7月1日

9月30日

年次有給休暇の積極的、計画的取得を奨励（3日以上を目標）

- **実施機関** 市役所本庁舎の各課

～ 期間中の勤務態様等 ～

夏季集中休暇期間の実施は、庁舎を閉庁する方式ではなく、市民の協力を得て次のとおり実施することとする。

【実施する所属】

- ・ 庁内秩序の維持や災害の防止を目的とした保安全管理のための必要最小限度の職員体制とし、原則として休暇を取得することとする。

- ・期間中は適正な冷房運転、電力消費の節約などエネルギーの節約に努め、1階、2階以外の電気については執務室以外の電気は消灯するものとし、冷房運転についても一部使用を制限し、適切な温度管理に努める。

#### 【対象外の所属】

- ・転出入などの住民異動に関する業務を所管する所属は、住民サービスが低下しない範囲で休暇取得の奨励を行うこととする。
- ・保育所、幼稚園、認定こども園での保育業務、図書館での貸し出し業務、施設の貸し館業務および諸証明の発行業務を所管する所属は、住民サービスが低下しない範囲で休暇取得の奨励を行うこととする。

市民課、税務課、ごみ減量推進課、障害福祉課、健康増進課、子ども家庭課、長寿いきがい課、介護保険課、保険年金課、学校教育課、市民センター、図書館、市民交流プラザ、保育所、幼稚園、認定こども園、会計課

※指定管理施設については指定管理者の責任で対応することとし、集中休暇を実施する場合は、利用者に対する周知を行うよう主管課から指示すること。

- 事前措置** 期間中の勤務態様について、各所属において関係する機関等に対して事前の通知または掲示の方法により、周知および協力要請を行う。

夏季集中休暇期間の実施は閉庁方式ではなく、市民の皆さんの理解と協力を基に実施するものであり、期間中に発生が想定される事務については、事前に対応ができるよう準備しておくこととする。

緊急事態等の発生の場合における出勤体制の確保については、必ず事前に緊急連絡網等による連絡方法を確認する。

各所属により、夏季期間の休暇取得表を作成し、休暇の計画的な取得に努める。

- 周知方法** 広報（7月15日号）、市HP、ポスター、記者提供

#### ●スケジュール

組合説明 【5月下旬】 ⇒ 部長会議 【6月2日】 ⇒ 方針決裁 【6月中旬】

⇒ 議会説明 【6月中旬】 ⇒ 庁内および住民周知 【7月上旬】